

「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」会則

2006年12月10日設立

第1条（名称）

本会の名称を「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」とする。略称は「平和教育をすすめる会」とする。

第2条（所在）

本会の事務所を高教組書記局内（那覇市古島1-14-6 教育福祉会館）に置く。

第3条（目的）

本会は、戦争や基地のない平和的な社会を実現するため、沖縄戦を含む15年戦争の歴史事実を歪曲する動き、歪曲した内容を学校教育、社会全体に広げることがを止め、歴史の事実を正しく伝えていくことを活動の目的とする。

第4条（会員）

本会は団体加盟・個人加盟により会員を構成する。主旨に賛同し会費を納める団体・者は誰でも、会員になることができる。思想信条の違いを越えて、協力しあい、学習し合う。各人の種々の取り組みはお互いに尊重し合う。

第5条（会の性格）

本会は、以下のような基本的性格を持つ。

住民の目線からみた沖縄戦認識に立つ。

沖縄戦研究・家永教科書裁判等において実証されてきた研究・運動の成果に依拠する。

沖縄戦研究が明らかにした戦争の本質、軍隊の本質から広くアジア・太平洋地域における加害責任、在沖軍事基地のもたらす加害を追求する立場をとる。

沖縄戦の実相・教訓を歴史教育、沖縄学習に反映させる。とりわけ社会科教科書に歴史事実を記述させる。

戦争につながるあらゆる動きに反対する。

第6条（会の活動）

本会は、会の性格に基づいて以下の活動を実施する。

平和に関する講演会・シンポジウムの開催

沖縄戦の歴史歪曲の動きに対する調査研究・資料収集・情報交換

学校教科書記述・内容に関わる調査研究活動

全国の同様の活動への支援・協力活動

沖縄戦等の歴史歪曲ならび教科書採択・記述等に関わる裁判支援活動

その他沖縄戦・軍事基地を中心とした平和に関する事項

第7条（事業計画）

本会は6条の「会の活動」の趣旨に沿った活動を実施する。

第8条（組織）

本会は、年に一度総会を実施する。総会において以下の内容について議論し議決するものとする。

- ・ 活動報告ならび活動方針
- ・ 決算ならびに予算
- ・ 運営委員会の選出
- ・ その他会員より必要とみなされた事項

本会に共同代表をおく。

- ・ 共同代表は、2～4名程度とし総会にて選出する。
- ・ 共同代表は、会の社会的アピールおよび記者会見など広く会の存在を広げ、まとめる役割を担う。

運営委員会は、以下のメンバーにて構成され、日常的な取り組みを行う。運営委員と事務局員は重複を妨げない。なお、運営委員会から事務局長を選出する。

- ・ 運営委員数名
- ・ 事務局員数名
- ・ 監事若干名

事業活動の具体化に関しては、総会決定のもと運営委員会において具体化し、会員の参加によって実施する。運営委員会はワーキンググループを設置し、それぞれの課題をすすめることができる。会員は、ワーキンググループメンバーに参加し活動に積極的に参加することができる。

事務局は、会費の徴収と運用、日常の諸連絡、会議の召集、総会準備、財産管理などを日常業務として実施する。

第9条（財政）

本会の財政は、会費ならびにカンパにてまかなうものとする。

会費は、団体会費を年間1口1万円とし1口以上、個人会費を1千円とする。